



広報

たちかわ

【今号の主な内容】

- 2面 市民税・都民税 所得税の申告受付が始まります
- 3面 財政の健全性に関する指標を算定しました
- 4・5面 健康/スポーツ/市民伝言板/講座/募集
- 6・7面 催し/子ども・子育て/シニア/お知らせ/くらしの相談日程
- 8面 さあ、立川で始めよう
- 特集 立川市教育だより「たっち」

2.10

平成29年(2017年)
月2回(10日・25日)発行

ホームページ ● <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>
 ツイッター (@tachikawa_tokyo) ● https://twitter.com/tachikawa_tokyo
 動画チャンネル (YouTube) ● <https://www.youtube.com/user/TokyoTachikawa>

市民と市政のつながりを“わ”で表しています

発行/立川市 編集/総合政策部広報課
 立川市役所 〒190-8666 立川市泉町1156-9
 Tel 042(523)2111 (代表) Fax 042(521)2653

市民税・都民税 所得税

申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

まもなく市民税・都民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります(市民税・都民税の受付窓口は下表の通り)。いずれも終了間際は窓口が大変混みますので、お早めに申告をお願いします。〔くわしくは2面へ〕

問 課税課市民税係・内線1206

受付場所	受付日	受付時間
市役所101会議室	2月16日(木)～3月15日(水) 〔土曜・日曜日を除く〕	午前9時～11時30分 午後1時～4時
子ども未来センター	2月19日(日)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時
若葉会館	2月21日(火)	
こぶし会館	2月22日(水)	
滝ノ上会館	2月24日(金)	
西砂学習館	2月26日(日)	

郵送による提出(市役所課税課市民税係宛)もできます

かたらい夢みらい

現在、立川市内で排出されるごみは14種類に分別して回収し、燃やせるごみは若葉町の清掃工場に、燃やせないごみと資源物は西砂町の総合リサイクルセンターに持ち込まれています。燃やせるごみは清掃工場で焼却処理した後、焼却灰を日の出町にある二ツ塚最終処分場へ搬出し、エコセメントの原料として、全て資源化されています。

戸別収集・有料化の導入以降は、燃やせないごみの量が減少したことから、リサイクルセンターにおける分別作業が効率よく行えるようになり、平成27年度からは分別後の処理残渣を埋め立てではなく、清掃工場で焼却処理できるようになりました。その結果、各家庭から排出されたごみは一部の処理困難物を除き、全て再利用されることになりました。これは、市民の皆さんのご協力のたまものであると感謝しています。改めて、市民の皆さんにお礼を申し上げます。

市では、引き続き、施設の安全で安定した運転に努めるとともに、最終処分場の延命化のため、埋め立てゼロを維持していきます。今後ともごみ減量・リサイクルに向けて、ご協力をお願いします。

立川市長 清水 庄平